

京都府中丹地域産業立地基本計画

1 産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する目標

(1) 地域の特徴と目指す産業集積の概要について

本計画は、京都府中丹地域において、高速道路網の整備や京都舞鶴港の整備等が進む地域の特色を最大限に活かし、地域で育まれた技術を活かしたものづくり産業におけるイノベーションの促進や、京都舞鶴港を拠点とした国内外の物流に関わる産業の振興等により、産業の集積に伴う雇用の創出や地域経済の活性化を目指すものである。

(地理的条件、既存の産業集積の状況、インフラの整備状況等地域の特色について)

○ 地理的条件や道路、港湾等の整備状況

(地理的条件)

<地 勢>

京都府中丹地域は、京都府北部に位置し、福知山市、舞鶴市及び綾部市の3市からなり、福井県の嶺南地域や兵庫県の但馬・丹波地域に隣接し、北は日本海に面して、地域内を一級河川由良川が貫流している。

鉄道・高速道路等を利用すると、現状で京阪神地域から約1時間ないし1時間30分程度の位置にあり、丹後天橋立大江山国定公園をはじめ豊かな自然環境に恵まれるとともに、福知山城、舞鶴市の赤煉瓦倉庫群、綾部市のグンゼ博物苑等といった歴史・文化施設等にも恵まれた地域である。

<人 口>

総面積1,242.03㎢である本地域の推計人口(平成24年10月1日現在)は計201,332人で、前年度同期比で0.8%減、平成20年度同期比では約3%減と、減少傾向にある。平成22年国勢調査時の人口密度は164.37人/㎢(試算)である。

就業人口に占める第二次産業従業者数の比率は25.5%(平成22年国勢調査数値)であり、京都府全体(21.8%)と比較し高い上、昼夜間人口比率が102.2%(同国勢調査値)と流入超過であり、周辺地域を含めた人材確保面で流動性が高い環境にある。

(道路、港湾等の整備状況)

<道路交通網>

本地域内には、舞鶴若狭自動車道、京都縦貫自動車道、国道9号・27号・173号・175号等の基幹的道路とJR山陰本線・福知山線・舞鶴線・小浜線、北近畿タンゴ鉄道宮福線・宮津線の鉄道が交差・結節し、これらの道路・鉄道網により地域内の各市が結ばれるとともに、京阪神地域等と接続している。

平成23年度には舞鶴若狭自動車道が小浜インターチェンジ(IC)まで延伸し、平成25年4月には、京都第二外環状道路の沓掛ICから大山崎ジャンクション(JCT)間の開通に伴い、京都縦貫自動車道から京阪神地域、中京・関東圏へのスムーズなアクセスが実現している。

特に、平成26年度には、舞鶴若狭自動車道の小浜ICから敦賀JCT間が、京都縦貫自動車道の京丹波わちICから丹波IC間が、それぞれ完成を迎え全線が開通する予定で

あり、高速道路網整備の大幅な進展により、中丹地域から京阪神地域等大都市圏との接続環境が飛躍的に向上する上、中京圏域への物流・観光周回ルートも出現することとなる。

<港湾>

日本海・若狭湾に面する重要港湾・京都舞鶴港は、風波による影響を受けにくい天然の良港であり、国の重要港湾であったところ、平成23年11月には、国際フェリー・RORO船、国際海上コンテナ、外航クルーズの3機能において国の日本海側拠点港に選定され、関西経済圏の日本海側玄関港として、今後一層の施設・機能整備が進んでいくものと期待されている。

国際物流を担う京都舞鶴港・西港は、コンテナをはじめとする多様な物流ニーズに応えるとともに、更なる国際物流拠点としての機能を拡充するため、平成22年度には、5万トン級船舶が接岸可能な多目的国際ターミナルである舞鶴国際ふ頭や臨港交通施設を整備したところである。東港は、舞鶴と北海道小樽港を結ぶ高速フェリーが就航し、関西圏以西と北海道の物流に重要な役割を担っている。これらの港湾機能を活用した貿易振興や対岸諸国との経済交流等を進めるため、京都府知事を会長とする一般社団法人京都舞鶴港振興会を中心に、新規航路開設、コンテナ貨物等の集荷要請等のポートセールス活動を行っている。京都舞鶴港の存在により、北東・東南アジアやロシアを結ぶ日本海側の国際物流拠点として発展の可能性がある地域である。

また、近年は外航クルーズ船の寄港が増加しており、観光関連産業へも寄与している。

○ 既存産業の集積状況

本地域の地域内総生産7,383億円（平成22年度総務省総計局市町村民経済計算）のうち、製造業が占める割合は29.0%に達しており、本地域における基幹産業といえる。

経済センサス調査（平成24年2月）の事業所数、従業員数及び製造品出荷額等の数値に係る本域内における構成比が上位にある業種は、食料品製造業、化学工業、窯業・土石製品製造業、電気機械器具製造業及び輸送用機械器具製造業であり、これらの業種は特に本地域の主要業種とすることができる（次表参照）。

産業分類 (中分類)	事業所数			従業者数			製造品出荷額等		
	(箇所)	構成比	全国	(人)	構成比	全国	(万円)	構成比	全国
合計	400			14,948			51,055,695		
09 食料品製造業	62	15.5	12.8	1,889	12.6	13.9	3,823,632	7.7	8.5
16 化学工業	13	3.3	2.2	1,291	8.6	4.5	4,921,662	9.9	9.2
21 窯業・土石製品製造業	26	6.5	4.8	1,192	8.0	3.3	9,221,431	18.5	2.5
29 電気機械器具製造業	23	5.8	4.4	1,330	8.9	6.3	4,078,517	8.2	5.1
31 輸送用機械器具製造業	27	6.8	5.2	1,346	9.0	12.7	5,518,978	11.1	17.8

(平成23年度値：平成24年2月経済センサス) 表中「全国」は全国の構成比(参考)

(各市域の状況)

<福知山市>

福知山市地域では、昭和49年に完成した我が国有数の内陸工業団地である長田野工業団地に、医薬品関連業種を主とする化学工業、金属製品製造業、電子部品・デバイス製造業等多様な業種40社が立地している。製造品出荷額は平成19年度に過去最高額に達す

る等増加基調であったが、翌20・21年度には大幅に続落し、平成22年度に回復に転じたものの同24年度は3年振りに減少に転じた。

また、平成15年3月に完成した京都北部中核工業団地（長田野工業団地アネックス京都三和）には、これまでに食料品製造業、輸送用機械器具製造業等の7社が立地している。

<舞鶴市>

舞鶴市地域は、「旧海軍工廠」を前身とする造船業及びガラス製造業の基幹企業の立地と、造船業に関連する機械金属加工業等の企業集積が見られるほか、平工業団地、喜多工業団地等に、生産用機械器具製造業、食料品製造業等の企業立地が進んでおり、これらの業種が製造業における基幹産業となっている。

<綾部市>

綾部市地域では、古くから盛んであった養蚕業に関連した繊維工業や製糸機械の部品等の製造を行う機械器具製造業等の地場産業が発展・集積してきたが、昭和61年の電子機器製造企業の立地以降、平成3年から立地が始まった綾部工業団地や綾部市工業団地等に、食料品製造業、機械器具製造業、道路貨物運送業等34社が立地し、ものづくり産業を中心とした集積が進んでいる。

○ 教育機関や研究機関等の存在

当地域には、ものづくりに関する教育・研究機関として、国立舞鶴工業高等専門学校、京都職業能力開発短期大学校（ポリテクカレッジ京都）、京都府立福知山高等技術専門学校がある。なお、ポリテクカレッジ京都には、平成26年4月にICT（情報通信技術）エンジニアを養成する「情報通信サービス科」が新設される予定となっている。

また、北近畿唯一の4年制大学である成美大学や、京都府立工業高等学校をはじめとする多数の公・私立高等学校があり、地域外からも多数の生徒が通学している。

企業の技術支援機関や研究機関等としては、京都府北部地域における地場ものづくり企業等への技術支援や産学公連携による研究開発等の支援を行うため、平成19年6月に京都府と綾部市により開設した北部産業技術支援センター・綾部が存在するほか、平成25年度中には、同センターの機能に、京都工芸繊維大学による産学連携拠点機能、更に京都府や公益財団法人京都産業21による経営支援機能も加えた「北京都ものづくりパーク」が開設される予定となっている。

（目指す産業集積の概要について）

本地域の平成22年度地域内総生産における製造業の構成比は29.0%（2,144億円）であり、京都府全体の同構成比22.7%に比べ高いこと等製造業が地域産業に占める大きさが本地域の産業構成の特徴となっている。

各市及び府が連携し、企業立地や事業の高度化に向けた積極的な取組を進めて来たことにより、長田野工業団地、綾部工業団地等にもものづくり企業の立地が進んできた。当地域には、京都北部中核工業団地（長田野工業団地アネックス京都三和）、喜多工業団地、綾部市工業団地、京都舞鶴港港湾関連用地等に企業立地適地が存在することに加え、道路交通網等の整備進行とも相まって企業立地条件が優れた地域であり、当地域の産業を更に発展させ雇用を創出し地域

の活性化を図るため、企業立地等を一層推進する必要がある。

そのために、京都舞鶴港や高速道路網等の産業基盤を活かすとともに、地域に根ざし地域を支えている既存産業の集積状況も踏まえ、次の分野についての産業集積の形成を目指すものである。

1) 地域技術活用ものづくり産業

古くから地域に根ざし地域を支えてきた造船業等に関連する機械・金属関連製造業、地域で発展した繊維工業や関連する産業について、その集積に伴い蓄積されてきた技術に加え様々な地域資源を活用し、新分野の開拓などによる事業の高度化を促進するとともに、関連する企業の立地を目指す。

また、長田野工業団地等に集積が進んでいる医薬品関連業種をはじめとした化学工業、自動車関連業種をはじめとした機械・金属関連製造業、今後の成長が見込まれる分野である電子部品関連製造業について、事業の高度化を促進するとともに、関連企業の立地を目指す。

更に、綾部工業団地等に集積が進んでいる食料品製造業について、諸外国との取引も視野に入れ、原材料等の輸送に京都舞鶴港が活用できる地域の強みを活かし、関連企業の立地を目指す。

2) 物流関連産業

国際物流拠点としての機能を拡充するため、平成22年度には5万トン級船舶が接岸可能な多目的国際ターミナルである舞鶴国際ふ頭を供用開始する等、臨港交通施設の整備を進めている京都舞鶴港が有する機能を十分発揮するとともに、高速道路等交通基盤の整備が進み京阪神地域をはじめ周辺地域への接続環境が向上する地理的条件を活かし、物流・配送センター等、とりわけ、京都舞鶴港の利活用拡大へ寄与が期待できる物流拠点の集積を進めることにより、京都府北部地域に一大物流・配送拠点の形成を推進するため、物流関連産業の立地を目指す。

(2) 具体的な成果目標

	現状	計画終了後	伸び率
集積区域における集積業種全体の付加価値額	2,777億円	2,962億円	6.7%

(3) 目標達成に向けたスケジュール

取組事項 (取組を行う者)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
○産業用共用施設の整備等					
・企業立地のための基盤整備	→				
・企業立地適地の情報提供	→				
・ものづくり産業、物流関連産業等の集積促進 (各市、府等)	→				

(集積区域の可住地面積)

集積区域の可住地面積は28,802haである。

(各市町村が集積区域に指定されている理由)

当地域を構成する福知山市、舞鶴市及び綾部市は、舞鶴若狭自動車道、国道9号・27号・175号等の道路やJR山陰本線・舞鶴線の鉄道で結ばれ、経済・社会活動等において結びつきが強い地域である。平成22年国勢調査における自宅外就業・通学先の状況(次表)を見ても、社会・経済活動の結びつきが窺える。

□15歳以上自宅外就業・通学者の流出先(平成22年国勢調査)

(単位:人)

市	自宅外就業・通学者 A	就業・通学先									
		福知山市 B	B/A	舞鶴市 C	C/A	綾部市 D	D/A	地域内計 E	E/A	地域外 F	F/A
福知山市	36,796	30,440	82.7%	677	1.8%	2,595	7.1%	33,712	91.6%	3,084	8.4%
舞鶴市	40,592	1,201	3.0%	34,643	85.3%	1,373	3.4%	37,217	91.7%	3,375	8.3%
綾部市	15,214	2,998	19.7%	856	5.6%	10,306	67.7%	14,160	93.1%	1,054	6.9%
計	92,602	34,639	37.4%	36,176	39.1%	14,274	15.4%	85,089	91.9%	7,513	8.1%

各市には、それぞれ特徴のある産業集積が見られるが、京都北部中核工業団地(長田野工業団地アネックス京都三和)、喜多工業団地、綾部市工業団地、京都舞鶴港港湾関連用地等に整備された企業立地適地が多数存在しており、京都舞鶴港の後背地としても企業立地が期待される地域である。また、当地域においては、地域の雇用創出と産業活性化のため、企業立地や事業高度化による一層の産業集積の形成に向け、各市及び府が連携して積極的な取組を進めているところであり、集積区域として指定するものである。

3 集積区域の区域内において特に重点的に企業立地を図るべき区域

(区域)

既存の工業団地及び工業団地以外で、新規立地、既存工場等の規模拡大が見込まれる次の区域とする。

- ・長田野工業団地
- ・京都北部中核工業団地(長田野工業団地アネックス京都三和)
- ・舞鶴市内工場用地(喜多工業団地、平工業団地、舞鶴国際ふ頭港湾関連用地、喜多地区港湾関連用地、前島ふ頭港湾関連用地、高野由里工場用地、倉谷工場用地)
- ・綾部工業団地
- ・綾部市工業団地
- ・綾部市工場用地(味方地区)

具体的な所在地等は別紙のとおりである。

設定する区域は、平成25年1月31日現在における地番により表示したものである。

- 4 工場立地法の特例措置を実施しようとする場合にあっては、その旨及び当該特例措置の実施により期待される産業集積の形成又は産業集積の活性化の効果

(工場立地法の特例措置を実施しようとする区域)

該当なし

- 5 集積業種として指定する業種（以下「指定集積業種」という。）

(1) 業種名

(業種名又は産業名)

- 1) 地域技術活用ものづくり産業

○機械・金属関連製造業

日本標準産業分類上の業種名	製品の例
19 ゴム製品製造業	更正タイヤ、工業用ゴム製品、産業用ベルト
22 鉄鋼業	みがき棒鋼、スパイラル溶接鋼管、冷間引抜鋼、鋼材
23 非鉄金属製造業	ビニール電線、ケーブル、光ファイバー部品、大型家電用カラー鋼板
24 金属製品製造業	ダグタイル鋳鉄、マグネットポンプ、薄板バネ、鋼材
25 はん用機械器具製造業	昇降機、遊戯機械、舞台機械、食料品加工機械、環境機械
26 生産用機械器具製造業	プレス金型、生活関連等産業用機械
27 業務用機械器具製造業	油圧シリンダー、環境試験機器、半導体関連機器、カメラ、ストロボ
29 電気機械器具製造業	自動車用鉛蓄電池、蓄電池用部品
31 輸送用機械器具製造業	自動車部品、船舶、船舶修理

○繊維関連産業

日本標準産業分類上の業種名	製品の例
11 繊維工業	レース、下着類、衣服

○化学工業

日本標準産業分類上の業種名	製品の例
16 化学工業（塩製造業は除く）	合成樹脂積層品、酵素剤、医薬品、食品添加物、工業用薬品

○電子部品関連製造業

日本標準産業分類上の業種名	製品の例
18 プラスチック製品製造業	エンジニアリングプラスチック、OA機器
21 窯業・土石製品製造業	人造黒鉛電極、液晶用薄板ガラス

28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	半導体、電子回路、集積回路
30 情報通信機械器具製造業	通信用機器、映像・音響機器

○食料品関連製造業

日本標準産業分類上の業種名	製品の例
09 食料品製造業	惣菜、味噌、佃煮、農林水産物等加工品
10 飲料・たばこ・飼料製造業 (酒類製造業及びたばこ製造業は除く)	清涼飲料

○木材製造業

日本標準産業分類上の業種名	製品の例
12 木材・木製品製造業	ベニヤ板、構造用合板、構造用集成材

(注) 製造業で指定しない業種

13 家具・装備品製造業、14 パルプ・紙・紙加工品製造業、15 印刷・同関連業、17 石油製品・石炭製品製造業、20 なめし革・同製品・毛皮製品製造業、32 その他の製造業 (中分類ベースで18/24業種の指定)

2) 物流関連産業

日本標準産業分類上の業種名	事業の例
44 道路貨物運送業	自動車による貨物運送業
45 水運業	船舶による旅客・貨物運送業
47 倉庫業	倉庫業、冷蔵倉庫業
48 運輸に附帯するサービス業	港湾輸送業、こん包業
50 各種商品卸売業	物流・配送センター、自家用倉庫
51 繊維・衣服等卸売業	物流・配送センター、自家用倉庫
52 飲食料品卸売業	物流・配送センター、自家用倉庫
53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	物流・配送センター、自家用倉庫
54 機械器具卸売業	物流・配送センター、自家用倉庫
55 その他の卸売業	物流・配送センター、自家用倉庫

(注) 1 運輸業で指定しない業種

42 鉄道業、43 道路旅客運送業、46 航空輸送業 (中分類ベースで4/7業種の指定)

2 卸売業で指定しない業種なし (中分類ベースで6/6業種の指定)

(2) (1) の業種を指定した理由

1) 地域技術活用ものづくり産業

○機械・金属関連製造業

当地域には、古くから地域に根ざし地域を支えてきた造船業に関連する機械金属加工業、織

維企業の製糸機械部品等の製造を行うことにより発展してきた機械器具製造業、長田野工業団地等に立地する自動車関連業種をはじめとした機械・金属に関連する製造業の集積がある。

主たる業種である金属製品製造業及び生産用・電気・輸送用機械器具製造業の当地域全体に占める割合は、事業所数が30.0%と高い比率を占めており、従業員数(29.7%)や製造品出荷額(26.2%)においても相当の比率を占めていることから地域の主要産業の地位にある。

平成25年度に、すでに京都府と綾部市により設置されている技術支援機関である北部産業技術支援センター・綾部に、産学連携拠点機能等を加えた「北京都ものづくりパーク」を開設し、この産業を支えているものづくりに関する高い技術の蓄積と様々な地域資源を活用することにより、新分野の開拓など事業の高度化を促進するとともに、関連する企業の立地を目指すため指定集積業種とするものである。

○繊維関連産業

当地域には、古くから盛んであった養蚕業に関連した繊維工業が発展してきた歴史があり、長年培われた繊細で高度な技術が蓄積している。

平成25年度に産学公連携による研究開発や新事業展開を支援する拠点である「北京都ものづくりパーク」も開設し、この分野に係る蓄積された技術を活かし、繊維に関連する新分野の開拓など、事業の高度化を促進するとともに、関連する企業の立地を目指すため指定集積業種とするものである。

○化学工業

長田野工業団地や綾部工業団地を中心に、医薬品関連業種をはじめとした化学工業の集積があり、化学工業の付加価値額の本地域全体に占める割合は13.4%と相当の比率を占めており地域の主要産業と言える地位にある。また、化学関連企業の製造品出荷額は、平成18年度の547億円に対して平成22年度が492億円とやや縮小しているものの、この2年度間に付加価値額は115.7%と高い伸び率を示しており、今後の成長を期待できる産業である。

このように、地域への集積と今後の成長が期待できる業種であることから、事業の高度化を促進するとともに、関連する企業の立地を目指すため指定集積業種とするものである。

○電子部品関連製造業

綾部市地域に、電子部品関連製造業に係る大規模工場が立地していることもあり、当地域の電子部品・デバイス製造業の製造品出荷額は、平成18年の378億円に対して平成22年度は161億円と大幅な落ち込みを見せているが、この2年度間に付加価値額は144.0%と極めて高い伸び率を示している。

前述大規模工場と同等の増設や半導体関連研究施設の立地も実現し、IT関連を中心に今後も発展が見込まれる分野であり、指定集積業種とするものである。

○食料品関連製造業

綾部工業団地や長田野工業団地に加え舞鶴市地域に、食料品製造業の大規模な工場の立地が

ある。食料品製造業及び飲料・たばこ・飼料製造業の本地域全体に占める割合は、事業所数が18.9%と相当の比率を占めており地域の主要産業と言える地位にある。

原材料や製品の輸送に京都舞鶴港が活用できること、京阪神地域の巨大消費市場を背後にして物流に係る交通アクセスが容易であることなどの地域の強みを活かし、諸外国との取引も視野に、関連する企業の立地を目指すため指定集積業種とするものである。

○木材製造業

舞鶴市地域に、ベニヤ板や構造用合板、造作用単板積層材の大規模工場の立地がある。木材製造業の本地域全体に占める事業所数の割合は4.5%ではあるが、本地域を含む京都府内の木材供給量は年間15万 m^3 に及び、本地域がその主要な産地の一つであること、外国産材供給の不安定感や為替リスク等から国内産材利用を志向する国内企業の動きもあること、木質バイオマス発電に取り組む事業者の増加等から、今後、京都舞鶴港の活用等を視野に関連する企業の立地を目指すため指定集積業種とするものである。

2) 物流関連産業

国際物流拠点としての機能を拡充するため、多目的国際ターミナルである舞鶴国際ふ頭や臨港交通施設の整備を進めている京都舞鶴港の機能を十分発揮するとともに、高速道路等交通基盤の整備が進み京阪神地域をはじめ周辺地域への接続環境が向上する地理的条件を活かし、物流・配送センター等の集積を進めることにより、京都府北部地域に一大物流・配送拠点の形成を推進するため指定集積業種とするものである。

6 指定集積業種に属する事業者の企業立地及び事業高度化の目標

	目標数値
指定集積業種の企業立地件数	20件
指定集積業種の製品出荷額の増加額	347億円
指定集積業種の新規雇用創出件数	460人

7 工場又は事業場、工場用地又は業務用地、研究開発のための施設又は研修施設その他の事業のための施設の整備（既存の施設の活用を含む。）、高度な知識又は技術を有する人材の育成その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備の事業を実施する者及び当該事業の内容

（産業用共用施設の整備等に関する事項）

○企業立地のための基盤整備（各市、府）

企業立地の促進のため各市及び府は、必要により企業立地に関連する基盤整備に努めるものとする。また、地元中小企業の事業拡大や新規産業の開発を支援するため、企業の要望に応じた既存工業団地等の活用等による新たな産業集積地の確保や既存工場用地の基盤整備等による機能強化を図る。

○企業立地適地の情報提供（各市、府等）

各市、府等が連携し、当地域の企業立地適地情報を一元化してパンフレット等の媒体の活用による幅広い情報提供を行う。また、各機関が企業訪問等を行い、企業への情報提供と企業情報の把握に務めるとともに、工場等の新設・増設を計画する企業のニーズに的確・迅速に対応できる体制を整備する。

○ものづくり産業、物流関連産業等の集積促進（各市、府）

ものづくり産業等の立地促進のため、福知山市においては「福知山市工場等操業支援条例」、
「京都北部中核工業団地工場誘致に関する条例」等に基づく奨励金等を、舞鶴市においては「舞鶴市働く場の創出企業立地促進条例」等に基づく補助金等を、また、綾部市においては「綾部市工場設置奨励条例」等に基づく奨励金等の優遇措置を設けており、引き続き積極的な企業誘致を推進していく。

府は、ものづくり産業の集積を促進するため、「京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業の立地促進及び育成に関する条例」に基づき、当地域を「ものづくり産業集積促進地域」に指定している。この「ものづくり産業集積促進地域」の指定に伴い、ものづくり産業の企業立地に対する補助金等の優遇制度を設けている。また、京都舞鶴港の機能を活かし、京都府北部地域に一大物流・配送拠点の形成を目指すため、同条例に基づき、当地域を対象地域とする「京都府北部物流関連産業に係る特定産業集積促進計画」を策定しており、物流関連産業の企業立地に対する補助金等の企業立地優遇制度も創設している。

（人材の育成・確保に関する事項）

○人材の育成（各市、府、教育機関・研究機関等）

国立舞鶴工業高等専門学校、京都職業能力開発短期大学校、京都府立福知山高等技術専門学校、京都府立工業高等学校等の教育・研究機関と各市、府、経済団体等の連携を強め、本地域のものづくり企業を支える技術者の育成を推進する。また、北京都ものづくりパークを拠点とした京都工芸繊維大学や一般社団法人綾部工業研修所との連携によるものづくり人材育成や、公益財団法人京都産業21等によるセミナー開催等により、企業ニーズに即したものづくり技術者の育成と高度化に取り組む。

○U・Iターン就職の促進（各市、府、商工会議所、商工会、教育機関等）

若年者やU・Iターン就職希望者等を対象にした、就職面接会（就職フェア）開催や企業情報提供（企業ガイド発行）、平成26年度に従来の京都ジョブパーク北部サテライトの機能を拡充し移転・開設する予定の「北京都ジョブパーク」を核としたインターンシップやキャリアコンサルティング等を通じたUターン就職支援、綾部商工会議所による有料職業紹介事業（あやベワーカーキングパートナー）の取組等を有機的に連携させ人材の確保に取り組む。

○若年者等の人材確保（各市、府、商工会議所等）

北京都ジョブパークにおける各市と連携した若年者、女性、シニア等の就業支援、舞鶴市就業

支援センターにおける職業相談・紹介、福知山商工会議所に設置の地域ジョブカードサポートセンターにおけるキャリアコンサルティングの取組等により、人材の確保に取り組む。

(技術支援等に関する事項)

○中小企業の技術相談・支援、研究開発等の支援、産学公連携の推進（府等）

北京都ものづくりパークを核として、地場ものづくり企業等への技術支援や産学公連携による研究開発、府南部ベンチャー企業等との連携促進による新分野進出等の支援を行い、イノベーションを目指した企業の技術力向上や新製品開発等を促進する。

○工業団地等立地企業と地元企業の連携促進（各市、府、商工会議所、商工会等）

福知山商工会議所及び一般社団法人長田野工業センターが中心となり福知山企業交流会を設置し、長田野工業団地立地企業と地元企業の連携拡大に向けた取組が進められている。また、舞鶴市では、機械金属加工事業者や高等教育機関等が組織する舞鶴工業集積協議会において新分野進出を目指す連携が図られており、綾部市においても、一般社団法人綾部工業団地振興センターと綾部鉄工工業協同組合、綾部商工会議所が連携した企業間の交流事業が進められている。

加えて、平成25年度に開設した「北京都ものづくりパーク」を核として、当地域全体の業種を超えた企業間や産学公の連携を促進していくこととしている。

これらの取組により、地元企業の技術力向上とともに、工業団地等立地企業と地元企業の連携による企業間の取引拡大、新分野への展開等を促進する。

○企業の海外展開への支援（各市、府等）

地域に立地する企業等の海外展開を支援することで、京都北部地域の経済発展及び京都舞鶴港の利用拡大を目指すため、平成25年度にジェットロ等の支援組織、地域の行政、商工団体・金融機関等関係組織が連携する「京都府北部地区海外展開支援ネットワーク」が組織され、京都舞鶴港を中心として、地元企業や立地企業の海外展開を促進していくこととしている。

(その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備に関する事項)

○京都舞鶴港等の整備（府等）

平成23年度に日本海側拠点港に選定された京都舞鶴港では、同22年度には5万トン級船舶が接岸可能な多目的国際ターミナルである舞鶴国際ふ頭や臨港道路和田下福井線が供用開始し、更に国道27号西舞鶴道路、臨港道路上安久線等の京都舞鶴港の機能を充実させる施設整備が進められている。これにより、北東・東南アジアやロシアを結ぶ日本海側の国際物流拠点としての発展の可能性が一層増大することとなる。

京都舞鶴港に関する産業基盤整備と連携を図り、港湾関連用地等への企業立地を促進する。

○道路交通網の整備（府等）

本地域と京都府南部地域を結ぶ京都縦貫自動車道については、平成20年9月に綾部安国寺ICから京丹波わちICまで開通した上、平成24年4月には、京都第二外環状道路の完成により名神高速道路と接続し、更に、平成26年度には、京丹波わちICと丹波IC間が開通すること

で全線開通となる計画で整備が進められている。また、舞鶴若狭自動車道については、平成23年度には、小浜ICまで延伸し、平成26年度には、敦賀JCTまで延伸して北陸自動車道に接続する計画で整備が進められている。

更に、国道9号・27号等幹線道路の整備促進により、京阪神地域をはじめとした各地域との接続環境が向上することとなる。

これらの道路交通網の整備による交通利便性の向上を十分に活用し、物流・配送センターをはじめとする企業立地を促進する。

8 環境の保全その他産業集積の形成又は産業集積の活性化に際して配慮すべき事項

○環境保全

府においては、環境への負荷の少ない持続的発展可能な社会の構築のため、「京都府環境を守り育てる条例」や「京都府地球温暖化対策条例」を制定するとともに「京都府環境基本計画」を策定し、環境保全や温室効果ガスの排出削減に向けた取組を、市町村、府民、事業者等の参加・協働のもと進めている。

また、各市においては、総合計画において環境の保全や創造を基本施策に掲げ、公害防止はもとより資源循環型の社会形成を目指した取組を進めており、工業団地等に立地する企業と「環境保全協定」等を締結し、公害防止や地域住民の生活環境を保全する取組を行っている。

当地域は、自然環境に恵まれた地域であり、これを維持し更に豊かにする基本姿勢のもと、事業者に対し、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の公害防止関係法令とともに府条例等に基づく環境保全措置の遵守を徹底し、事業者と行政が一体となって地域の環境保全に努めるものとする。また、事業者においては、住民の理解と合意を得ながら、環境への負荷の少ない事業活動に向けた取組を推進していくため、必要により、関係法令等に基づく住民に対する説明会の開催や工場見学の受入れ等の取組を実施することとする。

○安全な住民生活の保全

府では、「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例」を制定し、市町村、府民、事業者等と連携した犯罪のない安心・安全なまちづくりに向けた府民運動を推進している。また、各市においても、いわゆる「生活安全条例」を制定し、地域における防犯活動等の推進に努めている。

これらの条例の趣旨を踏まえ、企業立地等による産業集積形成によって、犯罪や事故の増加や地域の安心・安全を阻害する事態にならないよう、事業者においては次の取組に努めるものとする。

・防犯設備の整備

工業団地等付近で地域住民が犯罪被害に遭うことを防止するため、防犯カメラ、照明等の設置を行う。

・防犯に配慮した施設の整備、管理

「道路、公園、駐車場等の安全の確保に関する指針」（京都府策定）等に基づき、道路、公園、駐車場、工場等における植栽の適切な配置及び剪定により、見通しを確保するなど防犯性の高い環境を整備するほか、夜間において公共空間や空地が地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されな

いよう管理を徹底する。

- ・従業員に対する防犯指導

従業員に対して法令の遵守や犯罪被害の防止について指導する。また、従業員に来日外国人の雇用がある場合は、当該外国人に対し日本の法制度について指導する。

- ・地域における防犯活動への協力

地域住民等が行う防犯ボランティア活動等に参加するほか、これに対し必要な物品、場所等を提供するなどの協力を行う。

- ・不法就労の防止

来日外国人を雇用しようとする際には、在留カード等により、当該外国人の就労資格の有無を確認するなど必要な措置をとる。

- ・地域住民との協働

産業集積の形成又は産業集積の活性化のための措置を実施するに当たっては、余裕をもって地域住民の意見を十分に聴取する。

- ・交通安全対策

地域の交通の安全と円滑化のため、施設の建設、道路整備等に当たっては、計画の初期段階から警察等関係機関との十分な調整を図り、安全な道路交通環境整備に努める。また、路上駐車を防止するため敷地内に十分な駐車場所を確保する。

- ・防犯に配慮した住宅の整備

従業員用の共同住宅を整備する場合は、「共同住宅における犯罪の防止に関する指針」（京都府策定）に基づき、防犯に配慮するものとする。

- ・職域防犯対策の推進

防犯団体を結成し、警察からの助言や企業間の情報交換等を通じて職域全体の防犯意識の高揚や防犯技能の向上を図りながら自主的な活動を進める。

- ・警察への連絡体制整備等

犯罪又は事故の発生時における警察への連絡体制を整備する。また、犯罪及び事故の防止並びに地域の安全と平穏の確保のため、警察活動に協力する。

9 法第5条第2項第3号に規定する区域における同項第7号の施設の整備が、農用地等として利用されている土地において行われる場合にあっては、当該土地を農用地等以外の用途に供するために行う土地の利用の調整に関する事項

該当なし。

10 計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から平成30年度末日までとする。

集積区域の区域内において特に重点的に企業立地を図るべき区域

名 称	所 在 地
長田野工業団地	福知山市長田野町1丁目5から58-1、2丁目11から69-2、3丁目5-3から36
京都北部中核工業団地 (長田野工業団地アネックス京都三和)	福知山市三和町みわ小字エコートピア1、2-1から2-3、3-1、3-2、4-1、11-1から11-8、12から14、15-2から15-6、16-2から16-6
舞鶴市内工場用地	
喜多工業団地	舞鶴市字喜多小字新宮1048-24から1048-26
平工業団地	舞鶴市大字平小字丁田1756
舞鶴国際ふ頭港湾関連用地	舞鶴市字下安久1031、1032、1035、1036、1038
喜多地区港湾関連用地	舞鶴市字喜多1105-1、1105-8、1105-26、1105-37、1105-38、字喜多小字焼山1-13
前島ふ頭港湾関連用地	舞鶴市字浜小字浜2025-1
高野由里工場用地	舞鶴市字高野由里82、96 舞鶴市字女布2-1、765-5 舞鶴市字公文名223-1、223-2 舞鶴市字京田15-4、15-5
倉谷工場用地	舞鶴市字倉谷1350-10
綾部工業団地	綾部市城山町1から3-3、5、6、7-1から7-4、8から10、34 綾部市とよさか町1、2-1、2-3、3、5から8、10、11-1、12から15
綾部市工業団地	綾部市桜が丘3丁目1-1、1-2、2-1から2-6、2-12、2-14、4、5-1から5-3、6-1から6-3、7-1、7-2
綾部市工場用地(味方地区)	綾部市味方町1、1-2、1-9、2、17-1、21-4、21-29

各区域の位置は、「2 集積区域として設定する区域」の図を参照のこと。